

日本呼吸器外科学会災害対策マニュアル

本災害対策マニュアルは、日本呼吸器外科学会（本学会）として、今後起こりうる大災害に対して、被災地域の日々の診療・研究を継続するための対応を示す。

I. 大災害への備え

全国より人的・物的支援が必要と思われる大災害の発生を想定し、本学会内に災害対策本部長を中心とする支援組織体制を策定する。この体制には、相互支援ブロックの設定、呼吸器外科診療支援可能施設の情報、ボランティア派遣可能医師名簿の作成と学術総会時での教育研修体制、情報のホームページ上公開を含むものとする。実務は渉外・広報委員会が担当し、本マニュアルに基づいて支援を決定する。

II. 大災害発生時の対応

(1) 支援体制（相互支援ブロックの設定と支援内容、受け入れ体制の構築とその公開）

何らかの大災害が国内のどこで起きても診療情報の提供が可能なように、大災害の際は以下の対応を行う。

- i) 本学会では平時に災害時相互支援ブロック責任者ならびに各都道府県責任者を定めておく。災害発生時には、本学会理事長を災害対策本部長とする災害対策本部を学会内に立ち上げる。実務担当は渉外・広報委員会が務める。また、災害時相互支援ブロック責任者が、直ちに災害ブロック対策本部を立ち上げ、災害時相互支援ブロック責任者の指揮下にブロックの呼吸器外科の取りまとめと支援を開始する。また、限られた範囲の災害時では各都道府県責任者のもとに支援を開始する。支援を開始した災害時相互支援ブロック責任者、または都道府県責任者は日本呼吸器外科学会内の災害対策本部に状況を報告する。学会の災害対策本部は、被災地近辺の呼吸器外科専門医合同委員会認定基幹施設・関連施設の呼吸器外科診療可能情報を日本呼吸器外科学会ホームページ上で公開し、適宜更新を行う。情報の更新は災害発生後、原則として3カ月間行う。
- ii) 日本呼吸器外科学会事務局が災害により機能不全に陥った際には、地理的立地を鑑み副理事長または会長所属の施設（大学・教室・科）が、災害対策本部を代行する。また、日本呼吸器外科学会理事長が災害により災害対策本部長の活動が不能の際は、日本呼吸器外科学会副理事長が代行する。

iii) 呼吸器外科専門医合同委員会認定基幹施設・関連施設からの診療可否状況を、直接電子メールにて情報を得て、ホームページ上に反映させる。大災害により、被災地ならびにその周辺からの連絡が取れない際には、呼吸器外科の災害時相互支援ブロック責任者が各地域の診療可否状況を災害対策本部に報告する。

(2) 診療支援

災害により手術室が機能不全に陥り手術可能な施設を手配する必要が生じた場合、各施設の科責任者は学会ホームページあるいは災害時相互支援ブロック責任者からの情報をもとに患者受け入れ可能施設に連絡する。呼吸器外科診療可能情報を日本呼吸器外科学会ホームページ上で公開している施設は、前もって支援体制を整備する。

(3) 被災地への人的支援（災害援助呼吸器外科医師の派遣）

- i) ブロック対策本部から、ボランティアとして被災地に派遣可能な呼吸器外科医師の情報提供を行う。災害対策本部は、地方自治体または医療機関の要請を受けた際に、人的派遣可能名簿を提供する。
- ii) 平時に、日本呼吸器外科学会は、呼吸器外科専門医合同委員会認定基幹施設・関連施設より、災害時に対応可能なボランティア医師派遣の募集を行い、参加可能な人材の希望を募った上で相互支援ブロックに記載した名簿の作成を行う。
- iii) 各ボランティア要員は各所属施設より災害時のボランティア参加の許可を得たうえでボランティアに参加する。ボランティア要員は必要に応じて呼吸器外科診療に関連した物資に限局して持ち込む。
- iv) 各ボランティア要員は現地では、現地の呼吸器外科学会専門医の指揮のもと、不在の場合は派遣隊長の指示のもと、呼吸器外科診療に携わる。
- v) 災害ブロック対策本部は、派遣されたボランティアチーム、あるいは医師の動きを把握する。なお、支援が長期にわたる場合は、学会内の災害対策本部が災害ブロック対策本部と協力して人的支援を行う。

(4) 被災地への物的支援

- i) 災害対策本部長の指揮下に、災害援助物資を収集する。必要物資は、地方自治体・呼吸器外科専門医合同委員会認定基幹施設・関連施設から収集した情報をもとに、災害対策本部長指示の下、被災地に送付される。
- ii) 送付先は、災害対策本部長に一任する。

(5) 実験、研究、診療の機材提供について
被災地からの依頼があれば検討し可能な部分を支援する。

(6) 本災害対策マニュアルは、適宜改変する。

Ⅲ 総会参加・会費免除等について

本学会理事会は、災害の範囲、内容に応じて本学会の学術集会参加、各種委員会参加、会費納入等について救済措置を検討する。

Ⅳ その他

(1) 別に支援体制の細則を定める。

(2) 本学会は、必要に応じて日本胸部外科学会、日本心臓血管外科学会、日本食道学会等と連携して対応する。

以上

2017年7月4日理事会承認